

保護者様

甲斐市立双葉中学校
校長 佐野 正

出席停止通知について

次の病気は、学校保健安全法第19条によって、病気の悪化を防ぐため、また、他の生徒への感染を防ぐために出席停止となります。ご家庭においては、医師と相談の上、適切に処置をとりますようご通知いたします。なお、この場合の欠席は、欠席日数に入りませんのでご承知下さい。

医師が感染予防上、支障がないと認め登校する際は、下記の登校許可書に医師に記入して頂き、担任まで提出してください。

登 校 許 可 書	
年 組	氏名
病名	
登校停止期間 令和 年 月 日 ～ 月 日まで	
上記の生徒は、他の生徒へ感染の心配がない状態であることを証明します。	
医師名	印

◎学校感染症と出席停止（学校保健安全法に定められている感染症）

	病 名 お よ び 医 師 の 指 示	
第一種	・エボラ出血熱・クリミアコンゴ出血熱・南米出血熱・重症急性呼吸器症候群（SARS）・痘そう・ペスト・マールブルグ病・ラッサ熱・ジフテリア・急性灰白髄炎（ポリオ）・鳥インフルエンザ（H5N1）	
	出席停止期間は、医師の許可があるまで（治療するまで）・新型コロナウイルス肺炎	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹（はれ）が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで。
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで。
第三種	腸管出血性大腸菌感染症・コレラ・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・細菌性赤痢	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで。
	その他の感染症・溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、ヘルパンギーナ、感染性胃腸炎、手足口病、伝染性紅斑など	その他の感染症は、学校医および学校長の判断で、出席停止となる場合があります。